第六号様式別表五（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）
［様式　略］
第六号様式別表五（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）
［様式　略］
第６号様式別表５記載要領
［１～７　略］
８　法第72条の２第１項第３号イに掲げる法人又は同項第４号に掲げる事業を行う法人が、同項第３号に掲げる事業又は同項第４号に掲げる事業に係る単年度損益の計算を行う場合にあっては、「繰越欠損金額等又は災害損失欠損金額の当期控除額㉔」及び「債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額㉕」の各欄は記載しないこと。なお、法第72条の２第１項第３号イに掲げる法人のうち地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）附則第８条第２項の規定により事業税額から控除しようとするものについては、この限りではない。
［９・10　略］
第六号様式別表五の二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　別紙十二　挿入］
第六号様式別表五の二（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　略］
第６号様式別表５の２記載要領
［１～４　略］
５　「単年度損益⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。
⑴　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第１項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式⑰」とあるのは「（第６号様式⑰－別表10⑨）」と、「別表５㉓」とあるのは「（別表５㉓－別表10⑨）」と読み替えて計算した金額を記載すること。
⑵　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第２項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。）第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式⑰」とあるのは「（第６号様式⑰－別表10㉑）」と、「別表５㉓」とあるのは「（別表５㉓－別表10㉑）」と読み替えて計算した金額を記載すること。
⑶　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第３項（震災特例法第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式⑰」とあるのは「（第６号様式⑰－別表11⑫）」と、「別表５㉓」とあるのは「（別表５㉓－別表11⑫）」と読み替えて計算した金額を記載すること。
⑷　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第４項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式⑰」とあるのは「（第６号様式⑰－別表11⑫）」と、「別表５㉓」とあるのは「（別表５㉓－別表11⑫）」と読み替えて計算した金額を記載すること。
［⑸～⑺　略］
［６・７　略］

第六号様式別表五（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）
［様式　同上］
第六号様式別表五（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）
［様式　同上］
第６号様式別表５記載要領
［１～７　同左］
８　法第72条の２第１項第３号イに掲げる法人又は同項第４号に掲げる事業を行う法人が、同項第３号に掲げる事業又は同項第４号に掲げる事業に係る単年度損益の計算を行う場合にあっては、「繰越欠損金額等又は災害損失欠損金額の当期控除額㉔」及び「債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額㉕」の各欄は記載しないこと。
［９・10　同左］
第六号様式別表五の二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　別紙十一　挿入］
第六号様式別表五の二（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　同上］
第６号様式別表５の２記載要領
［１～４　同左］
５　「単年度損益⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。
⑴　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第１項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式⑱」とあるのは「（第６号様式⑱－別表10⑨）」と、「別表５㉓」とあるのは「（別表５㉓－別表10⑨）」と読み替えて計算した金額を記載すること。
⑵　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第２項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。）第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式⑱」とあるのは「（第６号様式⑱－別表10㉑）」と、「別表５㉓」とあるのは「（別表５㉓－別表10㉑）」と読み替えて計算した金額を記載すること。
⑶　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第３項（震災特例法第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式⑱」とあるのは「（第６号様式⑱－別表11⑫）」と、「別表５㉓」とあるのは「（別表５㉓－別表11⑫）」と読み替えて計算した金額を記載すること。
⑷　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第４項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式⑱」とあるのは「（第６号様式⑱－別表11⑫）」と、「別表５㉓」とあるのは「（別表５㉓－別表11⑫）」と読み替えて計算した金額を記載すること。
［⑸～⑺　同左］
［６・７　同左］